

経営承継円滑化法の概要

事業承継に伴う税負担の軽減や民法上の遺留分への対応をはじめとする事業承継円滑化のための総合的支援策を講ずる「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が平成20年5月に成立。

1. 事業承継税制

○非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合において、相続税・贈与税の納税が猶予される(5年間の事業継続等が要件)。



2. 民法の特例

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができる。

①生前贈与株式等を遺留分の対象から除外

⇒ 贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止

②生前贈与株式等の評価額を予め固定

⇒ 後継者の貢献による株式価値上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されない

3. 金融支援

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者に対して、以下の特例を措置。

①中小企業信用保険法の特例

②株式会社日本政策金融公庫法

及び沖縄振興開発金融公庫法の特例

⇒ 親族外承継や個人事業主の事業承継を含め、幅広い資金ニーズに対応